

工事請負契約における「中間前金払制度」の導入及び「前金払制度」の改正について

本町において、公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保を図れるよう、下記のとおり「前金払制度」の改正及び「中間前金払制度」を導入することとしましたのでお知らせします。

記

1 前金払制度の改正について

(1)改正内容

内容	現行	改正
前金払対象工事の限度額 (5,000万円)を撤廃	前金払額: 請負金額の10分の4以 内、限度額5,000万円	前金払額: 請負金額の10分の4以内

2 中間前金払制度の導入について

(1)中間前金払制度について

契約当初の前払金(契約金額の10分の4以内)を支払った建設工事について、工事の中間時点で一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として契約金額の10分の2以内の前払金を追加で支払うものです。

(2)中間前金払の対象となる工事

当初の契約金額が500万円以上(税込)の建設工事が対象となります。(前金払と同様)

(3)中間前金払の認定要件(次の①～④の全ての要件を満たすことが必要となります。)

- ① 契約当初に前払金(契約金額の10分の4以内)の支払を受けていること。
- ② 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約については、この契約のうち各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過していること。
- ③ 工程表により工期の2分の1(債務負担行為に係る契約については、当該年度の工事実

施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事の作業が行われていること。

- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する費用が契約金額の2分の1(債務負担行為に係る契約については、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上の額であること。

(4) 中間前払金の額

契約金額の10分の2以内の額で、かつ、既に支払った前払金の額と合計して契約金額の10分の6を超えない額となります。(10万円未満の端数は切り捨てとします。)

(5) 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払のどちらも対象とされている工事の場合には、契約締結時にいずれかを選択し、その後、選択の変更はできません。

部分払を選択した場合は、中間前金払を請求できません。

中間前金払を選択した場合は、部分払を請求できません。(ただし、債務負担行為に係る契約(年度ごとに出来高予定額を定めた契約)について、各年度末の部分払とは併用できる場合があります。)

(6) 中間前払金の請求手続

① 認定の請求

受注者は、「中間前払金認定請求書」(様式第4号)に「工事履行報告書」(様式第5号)及び工程表等を添付して、中間前金払の要件を満たしていることの認定を町(工事担当課)に請求します。ただし、認定に疑義などのある場合には、この他に進捗の確認できる書類等の提出を求める場合があります。

② 認定調書の通知

町(工事担当課)は、「中間前払金認定請求書」の提出後、直ちに中間前金払ができる要件を満たしているか否かを判断し、「中間前払金認定調書」(様式第6号)で通知します。

③④ 保証事業会社への中間前払金保証の申込・保証証書の発行

受注者は、「中間前払金認定調書」を添えて、保証事業会社に中間前払金保証の申込をし、保証証書の発行を受けます。

⑤ 中間前払金の支払請求

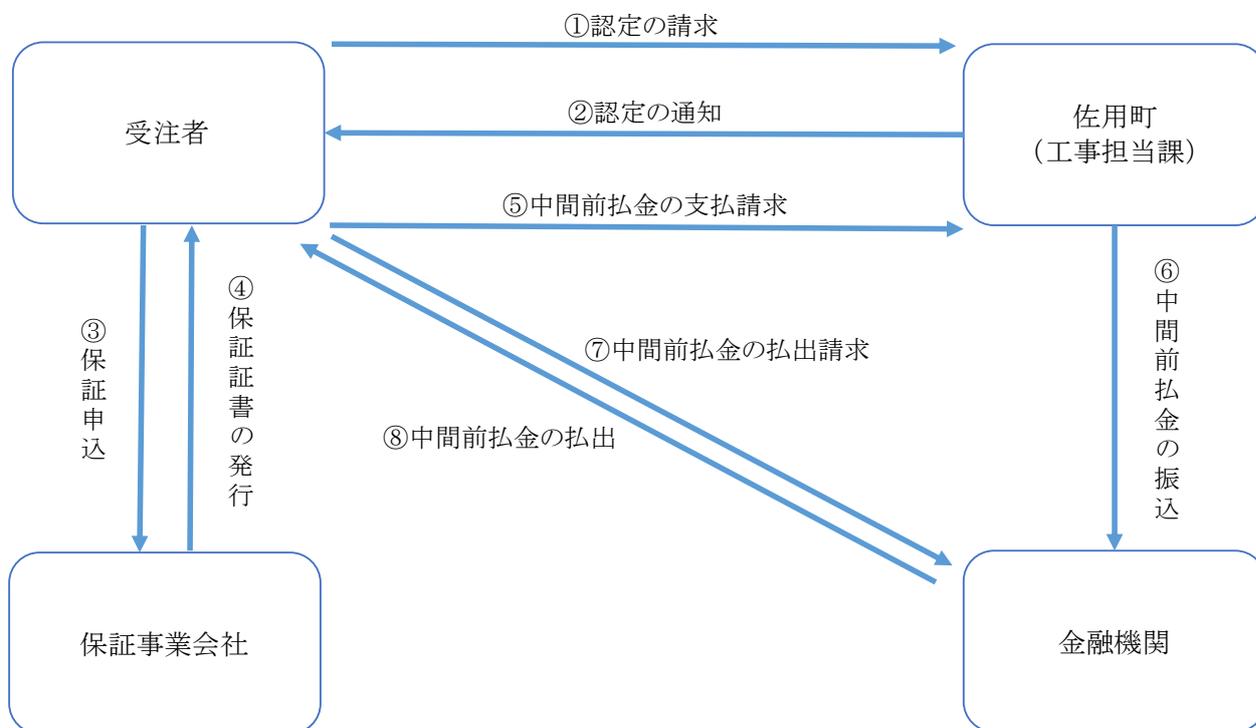
受注者は、「中間前払金請求書」(様式第7号)及び保証事業会社が発行した保証証書を町(工事担当課)に提出して、中間前払金の支払請求をします。

⑥ 中間前払金の振込

町(工事担当課)は、支払請求を受けた後、原則14日以内に受注者が指定する前金払用口座に中間前払金を振込みます。ただし、特別な理由がある場合には、支払期限を延長します。

⑦⑧ 中間前払金の払出

受注者は、金融機関に払出の請求をし、金融機関は受注者に中間前払金を払出します。



3 改正時期

令和5年4月以降に行う入札から適用します。